



母子家庭等日常生活支援事業のご案内



一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会では、母子家庭・父子家庭・寡婦を対象に、静岡市から委託を受けて母子家庭等日常生活支援事業（生活援助・子育て支援）を行っています。

*どんな事由で利用できますか？

ア 自立促進に必要な理由

- ・ヘルパーやパソコン等の資格取得や、就職活動等の自立促進に必要な事由の時。

イ 社会的理由

- ・親の病気等、または、冠婚葬祭や学校等の公的行事への参加等が発生した時。
- ・仕事での研修・会議や残業等、一時的に支援を必要とする時。

ウ その他、離婚や死別したばかりで、生活環境が激変した時。

*利用できない事例

- ・病院での付き添いや、子供の習い事の送り迎え等。又は感染症に掛っている時。

*支援の内容は？

- ・「生活援助」…家事全般（2～3時間内で出来る事）
- ・「子育て支援」…支援員の居宅または利用者の居宅や適切な場所での、保育や見守り。

*1年間に10日の利用が出来ます。（*生活援助と子育て支援の両方を利用する場合は、合計で10日です。）

*申し込みや利用はどうしたらいいですか？

- ①はじめに対象家庭登録申請書と、生活援助または子育て支援事業利用申請書を提出して頂きます。（登録申請は毎年ごと必要で、4月から新たな登録申請をお願いします。）
また、子育て支援をご利用される方には、対象児個別票の記入もお願いしております。
- ②利用者は、具体的な利用日時が決まりましたら、母子会に連絡をして下さい。
- ③母子会で家庭生活支援員の選定を行い、利用者にお知らせしますので、後は利用者から支援員に連絡をとり、細かな打ち合わせをして頂きます。
- ④支援終了後、報告書・請求書の下部に記入・押印し、支援員に手渡してください。

*利用者の負担金の支払いとは？

- ・生活保護・市町村民税非課税世帯以外の利用者には、後日、福祉事務所より直接利用者宛に、1時間当たり70円～300円の自己負担金の請求書が届きます。
但し、7月以降は課税状況が変わる場合がありますのでご了承ください。
- ・負担金以外に、生活援助での家事に掛かる費用（必要な物の購入）。子育て支援での食費や、自宅・保育園等への送迎を頼んだ場合の交通費（基本的にお子さんは支援員宅に預けに行く事になっているので）は直接支援員に支払って頂きます。金額は裏面に記述してありますので、ご確認ください。

<問合せ又は支援依頼先>一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会

受付時間 月曜～金曜 9時～17時（厳守）

☎ 054-221-1565 fax 054-221-1097

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 葵福祉事務所子育て支援課内

*登録書・利用申請書は各福祉事務所(区役所内)で受付けております

(葵区) 葵福祉事務所子育て支援課 (葵区役所2階) ☎ 054-221-1096

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

(駿河区) 駿河福祉事務所子育て支援課 (駿河区役所2階) ☎ 054-287-8675

〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号

(清水区) 清水福祉事務所子育て支援課 (清水区役所1階) ☎ 054-354-2429

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号



現在、支援員減少の為、子育て支援の受け入れが難しくなっております



家庭生活支援員を募集します！

* 静岡市では、母子家庭・寡婦・父子家庭を対象に、家事や乳幼児の保育の手助け、又は児童の見守りや遊び相手をして頂く支援員を派遣する事業を行なっています。空いている時間を有意義に使ってみて下さいませんか？

家庭生活支援員として登録できるのは？

- (1) 心身ともに健康で、母子家庭の福祉の向上に理解と熱意がある方。
- (2) 生活援助にあつては、ホームヘルパー3級以上の資格のある方。
- (3) 子育て支援にあつては、保育資格のある方。家庭生活支援員講習を修了した方。

申し込み方法

- (1) はじめに「母子家庭等家庭生活支援員登録票」を提出いただきます。
* 用紙は、一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会（054-221-1565）に連絡頂ければ郵送致します。
- (2) 後日、面接が必要となりますので、お電話でご連絡します。

実際にどんな活動をしますか？

母子家庭・寡婦・父子家庭を対象に
生活援助

- ・ 申請者が仕事や病気等で家事が出来ない時、代わりに食事の支度や買い物・掃除、又は介護などをします。

子育て支援

- ・ 資格取得や就職活動、又は時間外の仕事や病気等の為に子供の面倒が見られない時、支援員の居宅等でお子さんの保育や食事の世話をします。

支援手当をお支払いします 基本的にはボランティア精神でお願いしています。

生活援助

- ・ 1時間につき1,530円（9時～18時まで）
1,910円（5時～9時、18時～22時）

子育て支援

- ・ 1時間につき740円（9時～18時まで）
920円（5時～9時、18時～24時）
- ・ 宿泊1泊3,680円（22時～翌日5時まで）
- ・ 2人以上の児童を見た場合は、児童1人分の合計に、1人につき0.5を乗じた額を加算する。

（児童に掛った食費等は、利用者負担で直接支払って頂きます。）

問合せ先は 一般社団法人 静岡市母子寡婦福祉会 ☎054-221-1565

（受付、月曜から金曜の9時～17時）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 葵福祉事務所子育て支援課内

* 支援員さんは、福祉サービス総合補償保険に加入し、支援活動中に万が一事故が発生した場合に備えますのでご安心ください。

静岡市では、母子家庭・寡婦・父子家庭を対象に、家事や乳幼児の保育などの手助けをして頂く、家庭生活支援員を派遣する事業を行なっています。